

千葉県低炭素建築物新築等計画の認定等実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の施行に関し、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号。以下「政令」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、認定等に必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める図書)

第2条 省令第41条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証
- (3) 登録住宅性能評価機関による住宅性能評価（日本住宅性能表示基準（住宅の品質確保の促進に関する法律第3条第1項の規定により定められた日本住宅性能表示基準をいう。）に基づく断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6に適合している場合に限る。）を受けた場合にあっては、同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書
- (4) 建築確認申請図書等との照合に関する報告書（要綱様式第1号）に次に掲げる図書を添付（法第54条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、建築確認の確認済証の写しの添付を要せず、法第60条に規定する低炭素建築物の容積率の特例を受ける場合は、建築確認の確認済証を受領後にその写しを速やかに提出するものとする。）

ア 新築の場合、建築確認の確認済証の写し

イ 既存の場合、建築確認の検査済証等の写し

ウ 法第 60 条に規定する低炭素建築物の容積率の特例を受ける際、敷地内に他の建築物がある場合、当該建築物の建築確認の検査済証等の写し

(5) 都市の緑地の保全への配慮説明書（要綱様式第 2 号）

(6) その他市長が必要と認める図書

（認定の申請）

第 3 条 法第53条第 1 項の規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者は、認定申請書（省令様式第五）の正本及び副本各 1 通に、それぞれ次に掲げる添付図書を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 省令第41条第 1 項の表に掲げる図書

(2) 第 2 条第 1 項に定める図書

2 前項において、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けた場合、その技術的審査を行った登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が審査を終了した旨の押印がある図書とする。

3 法第54条第 2 項の規定により、認定申請と併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第 6 条第 1 項（同法第87条第 1 項及び同法第87条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による建築基準関係規定の適合審査の申出をする場合は、同項の規定による確認の申請書の正本 2 通及び副本 1 通を、認定申請に併せ、提出するものとする。

（構造計算適合性判定の対象となる場合の添付書類）

第 4 条 法第54条第 2 項（法第55条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により申出をしようとする者は、当該低炭素建築物新築等計画が、建築基準法第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算適合性判定の対象となるときは、法第54条第 2 項に規定する確認の申請書に、建築基準法第 6 条の 3 第 7 項の適合判定通知書又はその写し及び建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 3 条の 1 2 に規定する図書を添えて行うものとする。ただし、同法第 6 条の 3 第 1 項ただし書の構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が、同法第 6 条第 4 項に規定する審査をする場合は、この限りでない。

（計画の通知）

第5条 法第54条第3項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、計画通知書（要綱様式第3号）に建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項及び同法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書を添えて行うものとする。

2 前項において、通知を受けた建築主事は、法第54条第4項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）において準用する建築基準法第18条第3項の規定により、当該通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査する場合においては、消防長又は消防署長に同意を求めるものとする。ただし、当該通知に係る建築物が建築基準法第93条第1項ただし書の規定に該当する場合においては、この限りでない。

3 建築主事は、前項による同意を求めるときは、消防長又は消防署長の同意を求めると通知書（要綱様式第4号）により行うものとする。

4 消防長又は消防署長が前項の規定によって同意を求められた場合においては、建築基準法第93条第2項の規定を準用するものとする。この場合において、同項中「当該建築物」とあるのは「当該通知に係る建築物」と、「特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関」とあるのは「建築主事」と読み替えるものとする。

5 第2項ただし書の規定に該当する場合は、第3条第3項の規定中「正本2通」とあるのは、「正本1通」と読み替えるものとする。

（認定の審査）

第6条 市長は、認定申請（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の内容について疑義がある場合は、必要に応じて申請者等（技術的審査の適合証が添付されている場合は当該適合証を交付した登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関を含む。）に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求めるとする。

2 市長は、認定申請の内容について、申請図書の不備又は明らかな虚偽が認められた場合並びに当該認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合しないと認めたときは、申請者に認定しない旨とその理由を、認定しない旨の通知（要綱様式第5号）により通知するものとする。

（軽微な変更）

第7条 認定建築主は、軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（要綱様式第6

号)に、それぞれ省令第41条第1項に定める申請図書及び第2条第1項に定める添付図書のうち変更に係るものを添えて、市長に提出するものとする。ただし、次条に掲げる軽微変更該当証明書を提出する場合は、当該変更届の提出を要しない。

第7条の2 省令第46条の2の規定による証明書の交付の申請をしようとする者は、軽微変更該当証明申請書(要綱様式第6号の2)に、それぞれ省令第41条第1項に定める申請図書及び第2条第1項に定める添付図書のうち変更に係るものを添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、申請に係る変更の内容が省令第44条の軽微な変更該当しているとき、軽微変更該当証明書(要綱様式第6号の3)を交付するものとする。

3 第1項の申請書を提出した者は、市長が前項の証明書を交付する前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(要綱様式第6号の4)を市長に提出するものとする。
(変更認定の申請)

第8条 計画の変更認定をしようとする者は、変更認定申請書(省令様式第七)の正本及び副本に、それぞれ第2条第1項に定める添付図書のうち変更に係るものを添えて、市長に提出するものとする。

2 変更認定の申請と併せて建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項及び同法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定による建築基準関係規定の適合審査の申出をする場合は、同項の規定による確認の申請書の正本及び副本を、前項の規定による変更認定の申請に併せ、提出するものとする。

(認定申請の取下げ)

第9条 法第54条第1項の規定による計画の認定又は法第55条第1項の規定による計画の変更認定の申請者は、市長が計画の認定又は計画の変更の認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(要綱様式第7号)を市長に提出するものとする。

(低炭素建築物新築等計画の取りやめ)

第10条 認定建築主は、低炭素建築物新築等計画を取りやめようとするときは、取りやめ届(要綱様式第8号)に認定通知書を添えて、市長に提出するものとする。

(建築工事の完了報告)

第11条 法第56条第1項の規定に基づき、認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に

基づく建築物の建築等の工事が完了したときは、速やかに認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（要綱様式第9号）に、必要に応じ、次の各号に掲げる図書等を添えて、市長に報告するものとする。

（1）工事監理報告書

（2）検査済証の写し

（3）その他市長が必要と認める図書

（低炭素化のための建築物の新築等に関する報告）

第12条 法第56条第1項の規定による報告（前条による報告を除く。）を求められた認定建築主は、認定建築物の新築等に関する報告書（要綱様式第10号）に必要な図書を添えて、市長に報告するものとする。

（認定計画主に対する改善命令）

第13条 法第57条第1項の規定による認定建築主に対する命令は、改善命令書（要綱様式第11号）によるものとする。

（認定の取消し）

第14条 法第58条第1項の規定による認定の取消しは、認定取消通知書（要綱様式第12号）によるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月7日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

建築確認申請図書等との照合に関する報告書

年 月 日

（あて先）千葉市長

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

低炭素建築物新築等計画が、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するものであることについて、建築確認申請図書等と照合し、相違のないことを確認しましたので、報告します。

確認を行った図書として、別添のとおり建築確認の確認済証等の写しを添付します。（法第60条に規定する低炭素建築物の容積率の特例を受ける場合は、敷地内の他の建築物について確認を行った図書を添付し、また、申請建築物の建築確認の確認済証を受領後にその写しを速やかに提出します。）

また、計画に変更が生じた時は、速やかに変更申請等の手続きを行います。

なお、建築工事が完了した時は、速やかに工事完了報告書を提出します。

記

1 申請に係る建築物の位置（地名地番）

2 建築確認申請図書と照合し相違のないことを確認した建築士等

【資 格】（ ）建築士（ ）登録第 号

【氏 名】

【建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号

【所 在 地】

注 法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、建築確認の確認済証の写しの添付を要しないものとします。

都市の緑地の保全への配慮説明書

（法第54条第1項第2号関係）

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	

認定事項	確認項目	配慮説明欄※		
		配慮内容	適合状況	区域内の場合 添付図書
都市の緑地の保全への配慮	地区の確認	<input type="checkbox"/> 緑政課で確認済み ・都市緑地法に定める「緑地協定」	<input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内で適合	※区域内の場合 <input type="checkbox"/> 協定書及び区域図の写し <input type="checkbox"/> 適合確認ができる配置図
		<input type="checkbox"/> 公園管理課で確認済み ・「緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例」に定める保存樹林・樹木	<input type="checkbox"/> 指定対象外	/
		<input type="checkbox"/> 都市計画課で確認済み ・都市緑地法に定める「特別緑地保全地区」 ・生産緑地法に定める「生産緑地」 ・都市施設である緑地	<input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内で適合 <input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内で適合 <input type="checkbox"/> 区域外	※区域内の場合 <input type="checkbox"/> 行為の制限解除の通知 ※区域内の場合 <input type="checkbox"/> 行為の制限解除の通知
		<input type="checkbox"/> 建築指導課で確認済み ・建築基準法に定める「建築協定」 ※緑地の保全に関するものに限る	<input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内で適合	※区域内の場合 <input type="checkbox"/> 協定書及び区域図の写し <input type="checkbox"/> 適合確認ができる配置図

（注1） 各課や各課ホームページ等で地区の確認を行ってください。
 地区に該当する場合は、配慮内容に適合しているか、□にチェックをし、添付書類を提出してください。なお、適合証を添付して認定申請する場合は、当様式の提出は不要です。

計 画 通 知 書

年 月 日

千葉県建築主事 様

千葉市長



都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第3項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、同条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出に係る低炭素建築物新築等計画を次のとおり通知します。

なお、当該審査に伴い、千葉県低炭素建築物新築等計画の認定等実施要綱第5条第2項の規定に基づき、消防長又は消防署長の同意を要する場合は、同意を求めるようお願いします。

- 1 申請年月日・受付番号
- 2 申請者の住所・氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者の氏名）
- 3 申請に係る建築物の位置（地名地番）

※ 受 付 欄	※ 備 考 欄

要綱様式第4号（第5条関係）

消防長又は消防署長の同意を求める通知書

年 月 日

千葉市消防長又は消防署長

千葉市建築主事

都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第54条第3項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたので千葉市低炭素建築物新築等計画の認定等実施要綱第5条第3項の規定に基づき、消防長又は消防署長の同意を求めます。ついては、同項4項において準用する建築基準法第93条第2項の規定による同意する旨又は同意できない事由の通知をお願いします。

また、法第54条第4項において準用する建築基準法第93条第4項の規定により、併せて通知します。

- 1 申請受理番号
- 2 通知を受理した日
- 3 申請者の住所・氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者の氏名）
- 4 申請に係る建築物の位置（地名地番）

要綱様式第5号（第6条関係）

認定しない旨の通知

第 号
年 月 日

申請者 様

千葉市長



下記の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定をしないこととしたので、千葉市低炭素建築物新築等計画の認定等実施要綱第6条第2項の規定により、これを通知します。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置（地名地番）
- 4 理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

軽微な変更届

年 月 日

（あて先）千葉市長

認定建築主 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付第 号で認定された建築物について、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条第1項に規定する軽微な変更をしたので、千葉市低炭素建築物新築等計画の認定等実施要綱第7条第1項の規定により、届け出ます。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置（地名地番）
- 4 変更事項
変更前

変更後

※ 受 付 欄	※ 備 考 欄

注 ※印のある欄は記入しないでください。

要綱様式第 6 号の 2 (第 7 条の 2 関係)

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

認定建築主 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 46 条の 2 の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更が同規則第 44 条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置 (地名地番)
- 4 変更事項
変更前

変更後

※受付欄	※軽微変更該当 証明書番号欄	※決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

注 1 ※印のある欄は記入しないでください。

2 第二面から第六面までとして都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五の第二面から第六面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

要綱様式第 6 号の 3 (第 7 条の 2 関係)

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則 46 条の 2 の規定による
軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

認定建築主 様

千葉市長



下記による申請書に記載の低炭素建築物新築等計画の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 44 条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 3 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 4 認定に係る建築物の位置 (地名地番)
- 5 建築物又はその部分の概要

(注意) この証は、大切に保管しておいてください。

要綱様式第6号の4（第7条の2関係）

取 下 げ 届

年 月 日

（あて先）千葉市長

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付で提出した軽微変更該当証明申請書を取り下げたいので、千葉市低炭素建築物新築等計画の認定等実施要綱第7条の2第3項の規定により、届け出ます。

- 1 申請に係る建築物の位置（地名地番）
- 2 申請に係る建築物の用途
- 3 取下げの理由

※ 受 付 欄	※ 備 考 欄

注 ※印のある欄は記入しないでください。

要綱様式第7号（第9条関係）

取 下 げ 届

年 月 日

（あて先）千葉市長

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付で提出した（変更）認定申請書を取り下げたいので、千葉市低炭素建築物新築等計画の認定等実施要綱第9条第1項の規定により、届け出ます。

- 1 申請に係る建築物の位置（地名地番）
- 2 申請に係る建築物の用途
- 3 取下げの理由

※ 受 付 欄	※ 備 考 欄

注 ※印のある欄は記入しないでください。

取 り や め 届

年 月 日

（あて先）千葉市長

認定建築主 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付第 号で認定された低炭素建築物新築等計画について、取りやめたいので、千葉市低炭素建築物新築等計画の認定等実施要綱第 10 条第 1 項の規定により、届け出ます。

- 1 認定に係る建築物の位置（地名地番）
- 2 認定に係る建築物の用途
- 3 取りやめの理由

※ 受 付 欄	※ 備 考 欄

- 注 1 ※印のある欄は記入しないでください。
2 認定通知書等を添付してください。

要綱様式第9号（第11条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

（あて先）千葉市長

認定建築主 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので、千葉市低炭素建築物新築等計画の認定等実施要綱第11条第1項の規定により、報告します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の（変更）認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の（変更）認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置（地名地番）
- 4 認定低炭素建築物新築等計画に従って建築物の建築工事が完了したことを確認した
建築士等
【資 格】（ ）建築士（ ）登録第 号
【氏 名】
【建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号

【所 在 地】

※ 受 付 欄	※ 備 考 欄

注 ※印のある欄は記入しないでください。

認定建築物の新築等に関する報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

認定建築主 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

都市の低炭素化の促進に関する法律第 56 条第 1 項及び千葉市低炭素建築物新築等計画の認定等実施要綱第 12 条第 1 項の規定により、低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の状況について、次のとおり報告します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置 (地名地番)
- 4 報告事項

※ 受 付 欄	※ 備 考 欄

注 ※印のある欄は記入しないでください。

改 善 命 令 書

年 月 日

認定建築主 様

千葉市長



都市の低炭素化の促進に関する法律第 57 条第 1 項の規定により、改善の措置をとることを命ずる。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置（地名地番）
- 4 認定建築主の住所（法人の場合は所在地）
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

計画認定取消通知書

年 月 日

認定建築主 様

千葉市長



下記の認定低炭素建築物新築等計画については、都市の低炭素化の促進に関する法律第58条第1項の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画の認定を取消したので、千葉市低炭素建築物新築等計画の認定等実施要綱第14条第1項の規定により、これを通知します。

記

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日
(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

- 1 認定建築主の住所（法人の場合は所在地）
- 2 認定に係る建築物の位置（地名地番）
- 3 認定に係る建築物の構造
- 4 理由

(※) は法第54条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。